

「第3次三重県自殺対策行動計画」策定等支援業務仕様書

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名 「第3次三重県自殺対策行動計画」策定等支援業務
- (2) 契約期間 契約の日から平成30年3月30日まで
- (3) 委託内容 下記事業内容のとおり

2 事業内容

【目的】

近年の県内の自殺の実態及び自殺と密接に関連する因子の背景要因を把握し、これらの結果を分析し、現行計画の検証などをふまえて地域の自殺予防対策事業の課題の抽出や構築のための具体的方策を提案すること等により、平成29年度に策定する「第3次三重県自殺対策行動計画」を作成するものとします。

【内容】

- (1) 近年の自殺統計データ及び自殺に関する既存の意識調査結果に基づく本県における自殺の実態把握と課題の抽出及び経年的整理、グラフ等を用いたデータの作成。(県、保健所別、市町別)

＊おおむね以下の資料等をデータソースとする。

- ・厚生労働省人口動態統計
- ・警察庁自殺統計
- ・関連機関の事業概要等（保健所、三重県こころの健康センター、消防署等）
- ・県民健康意識調査（平成23年度及び28年度実施分）
- ・三重県の社会生活統計基礎データ
- ・自殺対策に関連する社会資源の調査 等

- (2) 「第2次三重県自殺対策行動計画」の検証と進捗状況の分析

「第2次三重県自殺対策行動計画」には「対象を明確にした取組」、「地域特性への対応」、「関係機関・民間団体との連携」、「自殺対策を担う人材の育成」、「情報収集と提供」を取組項目として、合計18の評価指標と目標値があります。それぞれの取組項目については、計画期間の年度ごとに、県の担当所属によりマネジメントシートを作成し、進捗状況や成果、課題等を整理しています。この個別のマネジメントシートの内容から、計画の成果や課題について、定量的・定性的に分析する。

- (3) 三重県の自殺対策の取組方向の整理

上記(1)～(2)で明らかになった課題をふまえ、三重県庁内にワーキンググループを設置し、各担当所属と協議を行い、今後の三重県の自殺対策で取り組む方向を整理することから、ワーキンググループで使用する資料を作成するとともに、ワーキングの場において、説明及び質疑の対応を行う。また議論の概要を記録しまとめる。

(4) 課題解決に向けた重点的取組テーマ案の整理

上記(3)で整理した取組方向をふまえ、県庁内ワーキンググループで今後の三重県の自殺対策で重点的に取り組む必要がある対策テーマについて整理することから、ワーキングで使用する資料を作成するとともに、ワーキングの場において、説明および質疑の対応を行う。また議論の概要を記録しまとめる。

(5) 効果的な自殺予防施策の提案

(1)～(4)の結果をふまえ、精神疾患(抑うつ状態)などをはじめとする自殺の関連因子について本県における性年代別等特性、地域性及びその背景要因について分析、考察し、得られた内容をもとに効果的な自殺予防施策の立案について提案を行う。

(6) 次期三重県自殺対策行動計画策定に関する支援

原稿案の作成

上記(1)から(5)をふまえ、別紙に示す行動計画構成案に基づき、行動計画の原稿案を作成する。

なお、原稿案には、構成上必要となる写真、イラスト、図表等を含む。

また、別添参考の構成案は入札公告時点で想定しているものであり、行動計画の策定過程で変更することがある。

① 「三重県自殺予防情報センター」の意見の反映

【内容】(1)自殺統計データ及び自殺に関する既存の意識調査結果に基づく本県の自殺の実態把握と課題の抽出及び経年的整理、グラフ等を用いたデータの作成にあたっては、「三重県自殺予防情報センター」の意見を聴取し、それを反映する。

② 「三重県自殺対策行動計画策定ワーキング」の意見の反映

三重県庁内の自殺対策関係部署担当者により構成する「三重県自殺対策行動計画策定ワーキング」を年4回程度開催し、各所属担当者から意見を得ることとしている。

このため、委託者の指示により「三重県自殺対策行動計画策定ワーキング」で説明するための資料を作成し、この部会に出席し、議事録を作成する。また調査結果等に関する質問に対応するとともに、新たに行動計画策定のために必要となる指標等が求められた場合は、その調査・分析を実施する。なお、同会議で出された担当者の意見を行動計画の原稿案に反映する。

③ 「三重県公衆衛生審議会自殺対策部会」の意見の反映

行動計画の原稿案策定にあたっては、自殺対策にかかる有識者により構成する「三重県公衆衛生審議会自殺対策部会」を年3回程度開催し、指導と助言を得ることとしている。

このため、委託者の指示により「三重県公衆衛生審議会自殺対策部会」で説明するための資料を作成し、この部会に出席し、議事録を作成する。また調査結果等に関する質問に対

応するとともに、新たに行動計画策定のために必要となる指標等が求められた場合は、その調査・分析を実施する。なお、同会議で出された有識者の意見を委託者から聴き取った上で、行動計画の原稿案に反映する。

【委託業務の実施条件等】

- ① 業務の遂行に当たっては、県と十分な連絡を保ち、平成 29 年夏頃に厚生労働省から示される「自殺総合対策大綱」に則り、必要な調査・解析等を行うとともに、処理方針については、県の支持及び承諾を受けるものとする。
- ② 受託者は、業務の遂行に当たっては、関係法令および適用基準等を順守しなければならない。
- ③ 業務の遂行に関し、保健・医療・福祉行政等に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- ④ 受託者は、県に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとし、より良い具体策を打ち出すために、県との綿密な協議のもと、事業を遂行すること。
- ⑤ 本業務の遂行によって作成した報告書等にかかる著作権等の諸権利は、三重県に帰属するものとする。
- ⑥ 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。特に個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守しなければならない。契約終了後においても同様とする。
- ⑦ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合においては、企画提案時の検討体制に必ず明記し、県の承諾を得るものとする。

【作業スケジュール】（提出期限）

- （１）自殺の実態把握と課題の抽出及び経年的整理、グラフ等を用いたデータ集の作成
- （２）「自殺対策行動計画」の検証と進捗状況の分析

提出期限：平成 29 年 7 月 28 日（金）

- （３）三重県の自殺対策の取組方向の整理
- （４）課題解決に向けた重点的取組テーマ案の整理
- （５）効果的な自殺予防施策の提言資料」をふまえた行動計画の中間案

提出期限：平成 29 年 10 月 13 日（金）

- （６）（１）～（５）をふまえた、行動計画の原稿案

提出期限：平成 30 年 1 月 12 日（金）

なお、本スケジュール案は入札公告時点で想定しているものであり、行動計画の策定過程で変更することがある。

【打合せ】

委託者および受託者は、必要の都度、打合せを行うこととし、打合せには受託者の担当者が出席するほか、初回と終回には原則として業務管理者が立ち会うものとする。

打合せ場所は、原則として三重県庁内とし、委託者との打合せ内容については、打合せ記録を作成する。

【提出書類】

受託者は業務契約締結後速やかに、三重県健康福祉部健康づくり課（以下「健康づくり課」という。）あてに下記の書類を提出するものとする。

- （１）実施計画書
- （２）委託業務着工報告書
- （３）業務工程表
- （４）業務実施体制
- （５）その他、委託者が必要とする書類

また、受託者は、業務完了時には速やかに健康づくり課あてに委託業務完成報告書を提出するものとする。

【成果品】

成果品および部数、提出期限等は下記のとおりとし、Ａ４版縦 両面カラー刷り（図面や表等はＡ４版またはＡ３版とする。）で作成して、健康づくり課あてに提出するものとする。

- （１）行動計画の最終案 １部（平成 30 年 1 月末）
- （２）行動計画の冊子 200 部（平成 30 年 3 月 30 日）
（表紙：再生上質コート紙・カラー、本文：再生上質紙・カラー、ページ数：80～100
ページ程度）
- （３）議事録・議事概要・打合せ記録 １部（各会議後 2 週間まで）
- （４）本業務の検討のために使用した参考資料及び基礎データ １部（平成 30 年 3 月 30 日）
- （５）（１）～（５）の成果品の原稿（電子データ：DVD-R）一式（平成 30 年 3 月 30 日）

- ・電子データについては、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013 または Microsoft PowerPoint2013 で編集可能なファイル（図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの）及び Adobe Acrobat XI Standard にてテキスト、図、画像などを含む成果品全体と同等の内容が閲覧できるように、カラー印刷用、白黒印刷用それぞれ一式を提出すること。（ファイルサイズについては、成果品はホームページで提供する場合があることを考慮し、再現性を大きく損なわない範囲でできる限り圧縮を図ること。）
- ・受託者は、成果品として提出した電子データが正しく読むことができないなど、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく読めるように入力し直すなど補修作業を行うこととする。
- ・委託者は成果品の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。

受託者は、この点を念頭において成果品を作成するとともに、成果品内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得る等の作業を行うこととする。

報告書については、ホームページ掲載に対応できるよう PDF 形式のファイル全体版及び、項目毎の分割版の 2 種類を作成し、提出すること。

【業務実施体制】

(1) 業務管理者 1 名のほか、担当者 2 名以上を配置すること。

(2) 契約の解除等

委託者は、契約締結後、受託者が本仕様書に従わない場合は、その時点で契約を解除することがある。その場合は、当該時点において完了していない業務等のために要した費用は受託者の負担とする。

(3) その他

ア 受託者は、本業務の実施の過程において委託者から指示されたことについては、迅速かつ的確に実施するものとする。

イ 資料の収集や作成等に要した費用、また、県庁内ワーキンググループ、打合せへの出席に係る受託者の旅費は、受託者の負担とする。

【不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置】

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をするものとする。

ウ 本課に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本課と協議を行うものとする。

(2) 受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

【その他】

(1) 本業務について必要な資料は、関係担当課の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。

(2) 今後、厚生労働省から示される「自殺対策大綱」の内容が、本仕様書の内容と異なる等、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、および受託業務の細目については県と受託者で協議のうえ決定するものとする。

【参考図書】

本業務において使用する参考図書は以下のとおりとする。

- (1) 三重県自殺対策行動計画

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000406446.pdf>

- (2) 自殺総合対策大綱

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000131022.html>

- (3) 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=396747>

- (4) 自殺対策白書

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/>

- (5) 自殺対策に関する意識調査（平成 28 年 10 月）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000163362_1.pdf

- (6) 三重県自殺企図者支援実態調査（平成 25 年）

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000080942.pdf>